

平成24年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第6号

---

平成24年6月15日（金曜日）午前10時00分 開 議

---

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

---

欠席議員 なし

---

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	杉崎宏明君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	吉藤稔君
市長公室長	川尻芳弘君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小貫成一君	教育部長	小松崎延明君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	貝塚成人君
保健福祉部長	鈴木弘君	農業委員会事務局長	塚本茂君

---

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

---

議事日程第6号

- 日程第 1 議案第41号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について（前会の続）
- 日程第 2 議案第42号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関

係条例の整理に関する条例の制定について

- 日程第 3 議案第 4 3 号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第 4 議案第 4 4 号 平成 2 4 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 2 号）  
日程第 5 議案第 4 5 号 平成 2 4 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）  
日程第 6 議案第 4 6 号 平成 2 4 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）  
日程第 7 議案第 4 7 号 平成 2 4 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）  
日程第 8 議案第 4 8 号 平成 2 4 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）  
日程第 9 議案第 4 9 号 平成 2 4 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 1 号）  
日程第 1 0 議案第 5 0 号 市道路線の認定について  
日程第 1 1 議案第 5 1 号 市道路線の認定について  
休会について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 4 1 号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について（前会の続）  
日程第 2 議案第 4 2 号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について  
日程第 3 議案第 4 3 号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第 4 議案第 4 4 号 平成 2 4 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 2 号）  
日程第 5 議案第 4 5 号 平成 2 4 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）  
日程第 6 議案第 4 6 号 平成 2 4 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）  
日程第 7 議案第 4 7 号 平成 2 4 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）  
日程第 8 議案第 4 8 号 平成 2 4 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）  
日程第 9 議案第 4 9 号 平成 2 4 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 1 号）  
日程第 1 0 議案第 5 0 号 市道路線の認定について  
日程第 1 1 議案第 5 1 号 市道路線の認定について  
休会について

---

開 議 午前 1 0 時 0 0 分

○議長（小座野定信君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

これより、直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりであります。

---

**日程第 1 議案第 4 1 号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について（前会の続）**

**○議長（小座野定信君）**

日程第 1、議案第 41 号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

昨日に引き続き質疑を行います。

質疑はございませんか。

1 番 川村成二君。

**○1 番（川村成二君）**

おはようございます。

議案第 41 号 市職員の給与の特例に関する条例の制定につきまして、質問をさせていただきます。

今回の質問は、法的な面での妥当性についてお伺いしたいと思います。

1 点目は、去る 3 月 9 日の総務委員会におきまして、法律の観点から幾つか質問しておりますが、明快な回答がいただけませんでした。委員会におけます山口前総務部長の答弁は、要約しますと、給与条例の改正は議会の議決により市の職員の給与が決定される、だからご理解願いたいというもので、このことを繰り返し答弁されました。つまり、法の手続を省いているが、議会の判断と責任であると間接的に表現しているものです。もっとわかりやすく言いますと、各種法令に準じた労使交渉はなくても、議会が条例を可決すれば議会の責任、だから法的手続を省略して提案したと言っているのと同じです。このような失礼な答弁は理解できません。そこで、納得のできる答弁を求めたく、再度確認をさせていただきます。

民間企業の場合、慣例では、就業規則による労働条件の一方的な不利益変更を原則的に認めず、特に賃金の減額は高度な必要性に基づく合理的な理由がなければならぬとしております。この考え方は、給与などの勤務条件を条例で定めるとの法定主義をとる地方公務員の場合にも尊重されるべきものです。したがって、市が特別の必要性と合理的な理由がないのに労使協議の合意抜きで給与減額条例を議会に提案することも、それを議会が安直に可決することも、いずれも不当と言わねばなりません。この点について、法制の担当の総務部長として、給与条例での一方的な給料の不利益変更が可能かについて、可能であると認識されているのか、あるいは不可能であると認識されているのか、簡潔な答弁を求めます。

**○議長（小座野定信君）**

総務部長 小貫成一君。

**○総務部長（小貫成一君）**

川村議員の質問にお答えを申し上げます。

3 月の委員会におきまして、自分も同席をいたしました。その中で不利益か不利益ではないか

という委員会での質疑の中で、山口部長は、議会に議決をお願いをするというふうな答弁をいたしております。法的に申し上げれば、労使交渉を行い、その中で妥結をし、それで議案を上程し、議決をお願いするというのがベストな方向だというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

総務部長、ベストというのはどういう意味でしょうか。具体的にお答えください。法的にいいのか悪いのか、そういう質問でございます。

○総務部長（小貫成一君）

法的に悪い、いいの判断は自分ではちょっと答えは申せません。申せないというか、わかりませんけれども、ベストではないというのは確かでございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

今の答弁ですと、一方的な不利益変更が可能であるとは言えないというふうにとれるわけです。そういうふうな苦しい答弁にならざるを得ないというふうなことで解釈をしたいと思えます。

2点目に、地方公務員法第55条に関連して質問します。

条文に「市長は職員の給与等に関し、交渉の申し入れに応ずべき地位に立つものとする」とあります。つまり、職員の給与は、職員団体の、当局の交渉によって決めるものであるという理念に立ち、市長はその責務を有すると定められています。現下の労使協議を客観的に検証すると、この地方公務員法第55条に抵触するのではないかと私は思うのでありますが、法制の担当部長である総務部長は抵触しないと考えているのか、それとも抵触すると見ているのか、お伺いします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

地方公務員法における交渉制度でございますが、書面による協定で「当該地方公共団体の当局及び職員団体の双方において、誠意と責任をもって履行する」というふうに明記されておりますので、職員組合との妥結は必要かというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

3点目ですが、労働契約法第3条の労働契約の原則に関連しまして、質問させていただきます。

この条文には「労働契約は、労働者及び使用者が対等な立場における合意に基づいて締結し、又は変更すべきものとする」と定めております。この労働者及び使用者が対等な立場における合意に基づいて変更すべきものということについて、現下の労使協議を勧案した場合、この労働契

約の原則に抵触するのか、抵触しないのかについて、もう一度総務部長に答弁を求めます。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

労働契約の原則の第3条第1項で明記されております。対等の立場において労使交渉を行うのは原則だというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

宮嶋市長就任時の平成22年の借金は293億円、これが平成24年度見込みでは約300億円となり、7億円増加する予算を策定しております。一方、本年3月の基金積み立ては約8億5000万円、そして実質収支額、つまり繰越金は総額で約11億円でございます。このような財政運営をすること自体、私としては理解できません。借金をふやさず、この20億円を活用すべきではないかと考えております。

市に借金が発生するのは、歳出が歳入を上回るからです。なぜ歳出が歳入を上回るかというと、最終的には市長の最終判断により決定されているところにあります。つまり、一般職員がこれを自由に決めることはできないのです。このことは公務員の労働基本権を制約する根拠として常に指摘されてきたことです。だからこそ、地方公務員の給与は、労働基本権の制約のもと、第三者機関である人事院勧告に基づいて決定されてきたのではないのでしょうか。さらには、国家公務員の給与を削減する臨時特例法は憲法に違反するとして訴訟が起こされております。「身を切る」という言葉はよく使われますが、多くの市民は「地方公務員イコール市」というとらえ方をしているかもしれませんが、政策決定を市長が行っていることを忘れ、その政策の責任を労働者に転嫁しようとする風潮があります。しかし、労働条件の設定にかかわっては、あくまでも市は使用者であり、一般職員は労働者です。そして、使用者は労働者の適切な労働条件を確保する責任を負っており、こうした構図を無視して、もっぱら給与削減をあおるという考え方は、これらのことから言っても不当なものであると言わざるを得ません。

最後に、市当局は、あくまでも労使間の対等の立場における合意により条例提案をすべきであるということを強く指摘させていただきまして、質疑を終了いたします。

答弁は結構であります。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君の質疑が終了しました。

ほかに質疑はございますか。

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

議案第41号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の質疑を行います。

国家公務員の給与臨時特例法に伴い、本年5月25日に東京地裁に対し、日本国家公務員労働組合連合会が訴状を出しております。これがその訴状であります。東京地方裁判所民事部という形

で訴訟が起こされており、この内容が詳細に出ております。

この訴状理由は、憲法ですべての労働者に保障された権利を制約したまま、一方的に不利益を押しつける改正は、憲法とILO条約に違反するとして訴えているのであります。

○議長（小座野定信君）

市長、議員が質疑中であります。静粛に願います。

○9番（中根光男君）

一方、何度も質問にあるように、既に最高裁の判例では、一方的な不利益変更を原則的に認めずということが示されているのは周知の事実であります。そして、この一方的とは、労使協議や労使合意を差すのであります。今後、これらの裁判の推移については、本条例と関連もあるため、見守る必要があると思います。

きのうの質疑経過を踏まえると、労使協議と言える経過もなく、また、労使合意もなく、条例が提案されており、この提案自体に対し、大変疑問があるわけであります。そして、きのうも総務部長は、労使合意の必要性の答弁がなされております。

そこで、市長と総務部長に確認いたしますが、提案の前提である労使協議や労使合意もないまま条例が提案されているが、このような状況で条例制定の要件、つまり法の要件を備えていると考えられるのか質問をいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今議題になっております、先般の川村議員も全く同じ質問だ思うんですが、総務部長には今答弁を修正させますが、合意がないから違法だということについては、明確に違法性はありません。違法性はありません。これは今まさに裁判が起きていますが、合意すべきのが望ましいと、好ましいということでもあります。違法であるとは言っていません。法律は、そこは争いのあるところであります。ですから、条例で制定すれば、それは合法性を持つんです。しかし、合法性を持った条例が有効であるかについては、裁判で争われる可能性はあります。しかし、明確に違法であるということは法律には書いてありません。それは総務部長がさっき答弁しましたけれども、あの答弁は多分訂正すると思いますが、ここのところをはき違えないでいただきたいと思います。

今の状況において、市の140億円しか収入がないところで150億円使っている、国債で言えば毎年10億円近い赤字国債に匹敵するものを出しているというこの状況の中で、今、すべての事務事業の見直し、補助金の見直し、人件費の見直しは、いずれも聖域はないということでもあります。私は、そういう判断のもとにこの条例を出しているわけでありまして、議員さん方何人も同じ意見をずっと、5回目か6回目、7回目になりますが、同じ意見を言っていますが、このことについては明確に申し上げておきます。違法性は裁判で争われるかもしれないけれども、法律には違法だとは書いていない。中根議員はどう思いますか。明確に違法だと言えますか。どうですか。

○議長（小座野定信君）

市長、残念ながら反問権はないようです。

総務部長 小貫成一君。

[発言する者あり]

○議長（小座野定信君）

静粛に願います。市長、落ち着いてください。けんかの場ではありません。議会です。

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

川村議員の先ほどの質問に自分が答えたのは、労使交渉を経て、妥結を経て提案するのがベストですというふうに答えたと記憶しております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

今の市長の答弁がすべてだと市長のすべてだと思いますので、私はこれ以上の質問はいたしません。

以上で質疑終わります。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君の質疑が終わりました。

ほかに質疑はございますか。

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

おはようございます。4番 田谷文子です。質問をさせていただきます。

まず、総務部長にお伺いいたします。

給料というのは、私は、労働に対する対価だと思っております。すなわち、その労働の成果に対して支払われる賃金ですから、民間であれば、収益に貢献した度合いに応じて支払われるものだというふうに理解しているわけですが、公務員の場合は何に対して、その評価に応じた給与制度になっているのかお伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

給与は条例で定められております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

条例で定められております。それは私もわかっておりますけれども、とにかく働いた成果に対応したものが給与であるんじゃないですか。総務部長、お願いします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

公務員は全体の奉仕者であります。民間と違いまして、働いた度合いは尺度であらわせるもの

ではございません。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

私も、尺度であらわせないことは、公務員生活長いものですから、よく存じ上げているところ  
でございます。

それでは伺います。この議会で今問題になっている職員給与に関して、それが高いとか安いと  
かと判断する材料を提供するのが皆さんの仕事の一部であるということもお示しいただいている  
わけですね。今の答弁は、そういう答弁と私は伺いましたけれども、いかがですか、総務部長。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

田谷議員の質問にお答えします。

給料というのは条例で定められているもので、それでいただいているというふうになっており  
ます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

それでは、条例で定められているということで私も理解しましたので、次の質問をさせていた  
だきます。

そういうふうに認められるのであれば、ここで議論するに足る資料の提供をきちんと行うのが  
皆様の責任であるはずですが。この責任が十分に果たせないということであれば、皆様の賃金は高  
過ぎるのではないかと市民に思われても仕方がないのではないのでしょうか。その資料を出してい  
ただくことは……

○議長（小座野定信君）

田谷議員、だれにどういう意味の質問をしているんですか。

○4番（田谷文子君）

今、総務部長にお話ししています。

それでは、申し上げます。この市役所の従業員数と同等以上の会社は、このかすみがうら市に  
おいてどれほどありますか。また、市役所の従業員よりも少ない事業所はどれほどありますか。  
また、そこに従事している従業員の皆様は全体の比率でどのぐらいありますか。総務部長に伺い  
ます。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

事前通告がございませんので、調べてございません。



以上でございます。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

今までに何回も問題になっておりますよね。市長がたびたび官民格差の問題を言及しています。にもかかわらず、それに関する資料も整理されていないということは、業務遂行がスムーズに運んでいないという証左であると私は指摘したいところであります。皆さんがきちんとした仕事をしないと、議会の議論も前に進まないのです。ひいては行政の停滞の原因にもなるわけです。こういうことでは、議会がいつも暫時休憩としているようでは市民のひんしゆくを買うことになり、皆さんの待遇は高過ぎるという評価になってしまうのではないですか。民間では失業者も多くなって、働いても働いても容易でない、そのような時代になっているんです。引き下げて……

○議長（小座野定信君）

田谷議員、持論を言う場でなく、ここは質疑の場です。

○4番（田谷文子君）

はい。今すぐ質問にかえます。

○議長（小座野定信君）

持論が多過ぎます。即質疑に入ってください。

○4番（田谷文子君）

はい。引き下げてもよいのではないかと市民は思うのですけれども、これが市民感情ですが、総務部長はこのことに関してどのように感じていますか。市長の官民格差のことが今話題になって、市長がそのように答弁していますけれども、それに関して官民格差の問題は総務部長の考えとして伺いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

田谷議員に申し上げます。ここは個人的見解を申し上げる場ではございません。質疑を訂正して下さい。

[発言する者あり]

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

官民格差については、市長が数字を示して答えているので、現実的には市長が資料を説明しております。市長は、全国一番初めにでも改革をやるといような内容で答えています。ラスパイレス等がございます。国と比べて地方がどのぐらいの給与をもらっているかを比べるラスパイレスでございますが、かすみがうら市の場合には、23年度が97.5、44自治体の中で18番目でございます。

○議長（小座野定信君）

総務部長、市長からご指摘があったんですが、質問の内容と答弁が違うようでございます。

○総務部長（小貫成一君）

官民格差は市長が数字で示したとおりと考えます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

田谷議員のご質問の趣旨は、いわゆる官民格差の問題を市に当てはめたらどうかと、その官民格差について市内のデータはあるのかということだと思います。

[田谷議員「はい、そうです」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

そういうことを聞いているわけですが、私も官民格差の市内のデータは持ち合わせてはいません。しかし、現在のところ、市の給与生活者の平均値は、何回も答弁しておりますとおり、415万円。正確に言えば下4桁ありますが、415万円であります。かすみがうら市の職員の平均給与は560万円。これが今のデータになっております。さらに市のもっと階層別というか、従業員の規模数、お勤めになっている会社の従業員数とかレベルまでは下げてありませんが、かすみがうら市の415万円というのは全国レベルの国税庁調査と余り変わっておりません。国税庁調査は、今、大体400万円です。だから、かすみがうら市のデータは全国レベルに合わせてもほぼ同じだと。国税庁のほうには少し細かい資料があります。従業員が何名のところはこうだよ、1,000人以上はこうだよとかというデータがありますが、それはネットとかいろんな統計に出ておりますので、調べればわかると思います。かすみがうら市については、その細かいものは持ち合わせてはおりませんが、平均で見れば150万円程度の官民格差があるというのが実態であろうと思います。そういうところから官民格差の是正が今度の条例案提出になっているわけです。この条例案は、執行権を持っている私が提案して、議会で通れば、それは正当性を持つわけでありまして。しかし、その正当性を持ったものについては、本当に正当性があるのか。国においても、国家公務員の給与は7.8%。人事院勧告を含んで7.8%ですが、労働組合で反対しているところもあったんですが、国会は通しました。国会を通したんですが、それが憲法違反あるいは法律違反であるかどうかについては、何人も争うことは自由でありますから、訴えることは可能であります。それは判決を待たなければ国家公務員についてだって、本当の正当性は裁判所の判断を待つわけでありまして、出ないわけでありまして、それがかすみがうら市についても同じであります。執行者である私が条例案を提案して、それが議会を通れば、それは正当性を持つし、今の法制度のもとでは合法的に職員の給与は引き下げることができるし、それでも今回の案では、とても官民格差がすべて是正されたということにはなりません、ある程度の是正は行われると。そういう趣旨で今回、3.9%の平均削減をお願いをしているところでございます。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

総務部長に伺います。官民格差のかすみがうら市の職員の給与は560万円。今、市長が述べました。民間は415万円。その数字はおわかりになっておいででしょうね。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

市長の言っているとおりでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

私は、市長の意見を聞いているんじゃないんです。総務部長がどのようにお考えになっているかお聞きしているわけです、その官民格差の問題に関して。このかすみがうら市のトップでいらっしゃるんですよね、総務部長は。人事管理も労務管理もなさっている総務部長でありますので、お伺いしているところです。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩とします。

休 憩 午前10時32分

---

再 開 午前10時39分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

川村議員の違法性があるかという質問に対して、ベストであると答弁したように考えているんですが、違法であると言ったならば訂正をお願いします。違法とは言っていないと考えておりますけれども、違法と言った……

[市長「違法性はないとはっきり言ったほうが……」と呼ぶ]

○総務部長（小貫成一君）

では、違法性はないと考えます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

私は、事務方のトップは総務部長だと理解していましたが、当かすみがうら市は市長公室長の川尻さんがトップでいらっしゃるのでしょうか。それでは、官民格差のこと、財政の問題ですので、川尻市長公室長の見解もお聞きしたいと存じます。よろしく申し上げます。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

田谷議員のご質問にお答えいたします。

私、トップではありませんので、総務部長と同列と考えております。

財政的面からということで、何をしゃべっていいかわからないんですけれども、官民格差と財

政面ということですか。

[田谷議員「そうです」と呼ぶ]

○市長公室長（川尻芳弘君）

私は、官民格差は人事院勧告で処理していると認識しております。公務員の給与につきましては、先ほど総務部長がちょこっと触れましたラスパイレス並びに茨城県内の給与の順位といったもので比較するべきだと認識しております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

それでは、いろいろお考えがおありのようですし、私も答えが出ませんので、次に入らせていただきます。

次に、公務員の皆さん、ここにおいでですけれども、私も公務員時代がありましたけれども、業績が上がろうが下がろうが自分が首になるということを考えてことはありますか。総務部長、よろしくお願いします。

○議長（小座野定信君）

田谷議員、一般質問の場ではありません。

○4番（田谷文子君）

それでは、別な質問。でも、そういうことを考えたこと、おありですか、本当に。

では、次にいきますね。民間では業績が上がらなければ、あの世界のソニーでさえ1万人も削減しているんですよ。そして、このかすみがうら市も140億円の収入のところ、150億円毎年入り用だということで10億円も赤字を抱えているわけですね。それが積み重なっていった場合に、私は日本航空のようにならないのかなと考えています。ですので、私も家庭を預かっていますけれども、収入が少なければ何かでそれを支えていかなくては、支出をとめていかなくてはならないというのが常識のことだと思うんですよ。それで、先ほど川村議員がおっしゃっていました20億円近くのお金を使ったらどうだろうというようなことを……。

○議長（小座野定信君）

田谷議員、再度繰り返し申し上げます。議案質疑をしてください。

○4番（田谷文子君）

はい、わかりました。すみません。申しわけありませんでした。

職員教育の先頭に立っている総務部長でありますので、今回の市長と労務関係、要は組合関係の問題ですけれども、納得し合ってこの給与の引き上げ案が上程されたのでしょうか。お聞きします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

何人かの議員に答弁しておりますが、組合側は納得してございません。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

昨日も組合との交渉の経過等がいろいろ議論されておりましたが、冒頭申し上げましたが、市の職員数は当かすみがうら市においても他の事業者と比較して大きな集団であり、その職員組合も親方日の丸と言われる中で最大の力を持っているように私は理解しています。国政の場でも労働組合等いろいろ心配されている向きもありますが、この間、その政権が自民党や公明党の合意の上で国家公務員の給与が7.8%引き下げられたということを総務部長はどのように受けとめて組合との話をしているんですか。

○議長（小座野定信君）

田谷議員、申し上げます。先ほどもご注意申し上げましたが、個人的見解を述べる場ではございません。

[市長「個人的じゃないでしょうよ」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

その7.8%下げられたことに対して、総務部長は担当部長としてどのように思っているかということですか。部長としての見解でよろしいですか。

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

組合との交渉の件ですね。

[田谷議員「はい」と呼ぶ]

○総務部長（小貫成一君）

組合との交渉でございますが、組合側と執行部側の予備交渉におきまして、団体交渉に至っていないのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

私は、組合との関係においては、市長もさることながら、実務担当者として最優先の最高の立場にある総務部長が市長の指揮のもとで率先して組合と話をし、説得をしなければならない立場であると理解していますけれども、総務部長、いかがですか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

そのとおりではございます。市長と同席しておりますので、田谷議員のおっしゃるとおりかとは理解しております。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

それでは、もう一度申し上げます。その交渉の場に副市長も、もちろん総務部長も市長も同席していたことには間違いはないですか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

確か自分は団体交渉は1回だけ同席したというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

市長任せにしていたのでは管理職手当をもらっている責任を疑いますよ。トップの責任は果たせないと思います。いかがでしょうか。私も公務員生活は長いですが、当かすみがうら市で労務管理のトップである総務部長が交渉の当事者であるべきであって、総務部長の権限で対処できない場合は、順次副市長交渉、最終的には市長交渉となるというのが私の今までの公務員生活での経験からの一端ですが、それは違いますか。総務部長、いかがでしょう。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

自分も総務部に来たのが浅いもので、まず、市長と同席しているのは確かでございますが、市長同席以外で団体交渉をしたことはございません。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

田谷議員の質問にお答えいたします。

私、10月に就任して以来一度、市長とともに団体交渉の場に向かわせていただきました。その後につきましては、なかなか交渉の場に立つという条件が整いませんで、まだ一度もございませんけれども、議員のおっしゃるように、団体交渉、組合との合意形成を図ることは大変重要だと考えておりますので、今後、前向きに対処していきたいと考えております。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

副市長の前向きに対応ということで、私も胸をなでおろした次第でございます。

一つの組織をきちんと市長の指示に従ってまとめ上げるのは、総務部長を頂点とした管理職が一丸となって推進すべきと私は指摘したいと思います。そのようになれば、議会もきちんと同意をして、幹部職員を総務部長がきちんと説得して、そして一般の職員を説得していくような体制ができなければならないんじゃないかと思うのですが、総務部長、そのような私の意見に対してのご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

副市長ともども労使間の合意に向けて努力をいたします。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

だれも給料を下げたりは嫌です。そしてまた、議会もいつもいつも……

○議長（小座野定信君）

田谷議員、質問ですか。

○4番（田谷文子君）

違います。ラストの言葉とさせていただきたいんです。

○議長（小座野定信君）

質問の時間です。

[発言する者あり]

○4番（田谷文子君）

前向きの議会討論をしていって、そして総務部長も、幹部がきちんと市長とともに労使交渉に入っていれば、あるいはもっと早くに7.8%を3.9%に下げて、そして——市の財政、毎年10億円もの赤字が積み重なっているんです。今、20億円のプラスだとおっしゃっていますが、繰越金が11億円ありますけれども、私はそのような問題でないと思いますよ。どなたも家庭を預かれば貯金は崩したくない、何か不意のことに使うのに貯金しておこう、そういうふうに行政をしていくのが私は当然だと思うんですよ。そうでなかったら……

[発言する者あり]

○議長（小座野定信君）

静粛に願います。

○4番（田谷文子君）

私の見解を申し述べておりますので、その件に関しては後からお伺いします。そのように市長も市役所職員の皆さんの給与を真っ先に引き下げようとかと言っているんじゃないんじゃないですか。真っ先に引き下がったのは市長の給与じゃないですか。半額に。

[「それは公約だもの」と呼ぶ者あり]

○4番（田谷文子君）

公約だから、それは当然だとおっしゃるんですか。

[「当然です」と呼ぶ者あり]

○4番（田谷文子君）

そしたら、市の職員の10%削減も市長は公約しているはずですよ。

[「書いてないよ」と呼ぶ者あり]

○4番（田谷文子君）

水かけ論になりますから、私もここで終わらせていただきますけれども、要は議論をする場でなくて、もっと丁重に、そして合意に結びつけるような議論がなされたらいいなと思う次第です。

以上です。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君の質疑を終わります。

ほかに質疑はございますか。

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

それでは、私から議案第41号について質疑をさせていただきます。

まず、本議案の第1条の特例期間について、昨日、佐藤議員からお尋ねがありまして、他市町村が単年度で取り組んでいるという向きのご答弁があったんですが、私、いま一度認識に苦しみまして、市長は恒久的な人件費の圧縮をお考えなんです、そこで、この年度だけで終わって、その後どういってお考えなのかというのをいま一度お尋ねしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

特例期間の件ですが、きのうも同様の質問があったのでお答えをいたしました。国家公務員の7.8%の給与削減が行われたことに伴って、これが地方自治体にも当然波及すると私は考えております。今回、約半額の削減を提案してはありますが、年度中にそういう動きが出てきた場合、その整合性を確保するために、残る半分について、また条例案を上程したいと考えておりますので、とりあえず3月までの期間、年度内のものを上程しているわけでございます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

そういたしますと、率は改めて考えて、それ相当の時期に提案するということですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

そのように理解してもらって結構でございます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

前回4回までの提案が2年間ということで、市長の任期に合わせた形で提案だったんですが、私としては、再度このような給与削減について膨大な時間を費やすならば、前回までのように2年間で提案するべきであったと考える次第です。

それから、市長は前回まで人件費比率ということで選挙来訴えてきたんですが、今回、民間との格差ということで方向性が、市長の一番メインとするところが順位として変わってきたように



思えるんですけども、財政上の人件費比率なのか、それとも民間格差がお題目の一番なのか、どちらなんですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

茨城県でトップクラスの人件費比率であります。人件費比率については、それはそれで減らす努力をしなくてはならないと思います。職員数であるとかということで減らす努力をしていく必要があります。人件費比率については、かすみがうら市の特殊性、いわゆる単独で消防を持っているとか、保育所が一部民営化にまだっていないとかという事情もあるわけですから、単純に人件費比率が県内一だからといって、即困ったということにはなりません。今のかすみがうら市の状況を見ると、市民1人当たりの一般行政職の職員数であるとか、今、数字は持ち合わせておりませんが、他市町村と比べると、合併した市町村は比較的そういうのが多いんですが、まだ職員削減率が低い水準にあるとか、それと給与水準そのものの高さ、これはお隣の町に比べてのことではなくて、いわゆる官民格差は両面性があるわけですから、それは全部是正する必要があると考えております。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

官民格差について、私の一般質問のときから数字を用いられてご答弁いただいていますけれども、民間の平均額、お答えになっている形は、パートで数時間働いている方とか、フルに8時間毎日、土・日以外は働いている方でない方が多数含まれているというのはもちろんご認識ございますよね。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

データが幾つもありまして、さらに詳しく言えば、415万円というかすみがうら市の給与収入者の平均値というのは公務員も含まれているんです。だから、415万円と563万円を単純に比較するには間違いがあるんです。きのうも答弁で申し上げましたが、公務員だけ除いたらどうだというと、かすみがうら市の場合はデータが取りようがないんです。何千人というのを全部洗い出せば取れますが、そこまでの作業はできませんので、やる必要もないので、推量するに公務員入れて415万円ですから、公務員比率というのは給与生活者の中の恐らく15%程度はあるであろうと。土浦市役所、石岡市役所、かすみがうら市役所に勤めている人の比率は15%程度あるだろうというのは、ほかの数値から推量ができるわけです。そうすると、15%の人が415万円に対して150万円高い水準ですから、それを勘案すると民間だけにすれば、415万円はさらに300万円台になるであろうと推量ができます。390万円とか395万円という数字になると思うんですが、その数字は民間の103万円以下のパートの人の収入は計算に入っていないはずで、国税庁のデータはパート収入の人も含んでいるみたいです。ただし、国税庁は公務員は抜いてあるんです。だから、データというのはものすごく余計あるんですが、厚生労働省のデータが一番適切かなということで、私は、労使交渉には厚生労働省のデータを主に提示をしてあります。国税庁のものも参考には出

しておりますが、厚生労働省のものが今500万円程度であります、それを出しております。全国の民間企業でかすみがうら市役所と同程度の従業員規模の平均データが500万円ですから、それに比べても563万円というのは十二、三%は高いんじゃないか。とりあえずそれは是正すべきであるというのが私の持論であります。これは人件費比率の問題とはまた別であります。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

市長のおっしゃっていることはわかります。あくまでも参考として前回に加えて今回、そういう数字を用いている。ただ、先ほど103万円以下の方は除いているということなんですが、そのちょっと上の方、そういうパートの方——パートと言うと解釈の幅がいろいろありますけれども、1日五、六時間、時給700円から800円ぐらいで、週一、二回で休んでいる方も市長のおっしゃる数字の中には入っている。さらには、ほとんど休みなく、たくさん毎日働いている方もいる。ただし、その上に社長とか役員報酬というのは含まれていないということですよね。社長の給与じゃなくて、役員報酬ですね。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私は、今、自分が前にいた会社からは給与をもらっていませんが、社長というのは個人事業主として白色、緑の申告にしても、いわゆる法人登記していない会社の個人事業主は入っていません。しかし、法人登記してあって、ちゃんとした経理をやっている会社の社長は、社長といえども給料生活者でありますから、これは給料申告でやっているのに入っています。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私がなぜここで改めて伺ったかという、あくまでも市長が持ってきた数字は目安、絶対的な根拠があるものではないということですね。わかりました。

それで、人件費比率の話に戻したいんですけども、市長は先ほど一番高いとおっしゃったんですが、21年度は一般会計の人件費率は県内2番目ということで市長も答弁を修正したかと思えます。私が先に全会計で出してくれということで、総務課で全会計の数字をつくっていただきまして、いただきました。皆さんのところにはお配りしていませんけれども、それでも順位は6番目なんです。だから、トップクラスと言えばトップクラスでもあると思います。市長が私が聞く前にお答えになりました消防士と保育士の関係は、市長が人件費比率ということで一番にお考えになるのであれば、もっと消防のことも積極的に働いていただきたい。保育士のほうも、そのためにいろいろ計画を進めていただく。消防士も働くというのは市長が働くということですよ。広域とかそういうことで務めていただきたいということなんですけれども、どうも職員の今回の削減ばかりが先行して、建設的な人件費の削減というところが視点がぶれちゃっているんですよ。争いになっちゃっているんですよ。もちろん消防士や保育士の処遇は大事にして、いろいろ改革を行うということは大事です。これは前提です。広域の消防、さらには保育所の民営化という

ものです。大多数の方が丸くおさまるような計画をもっと積極的にやるべきだと思ったんですけども、先ほど市長がこの場しのぎで私から聞かれる前に言ったのか、そうでなく、本当はしっかりやりたいのかということは今確認したいんですけども、本来はこの提案の前にそういうものを全面的にもっと他市町村とご相談いただいて、あとは民間の保育所もご相談いただいて、計画をつくってやるべき。それからですね。その次に本当は今回の提案をしていただきたかったですけれども、本当はどうですか。できることならば、順序としてそういうものを先に取り組みたかったと思うんですけども、なかなか思うように進まないのは計画の常ですので、いま一度その点について市長のご見解をお願いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私、今、質問を聞いていてうれしくなりましたが、まさに我が意を得たりで、古橋議員のお話でこれほど私が一致したことはかつてありません。というのは、実は給与水準だけが今問題になっちゃってクローズアップされていますが、今言ったようなことも同時並行的に進めなくてはならない問題で、私は絶えずそれを考えています。さくら保育所民営化については、去年の予定ではことし4月からとなっていたわけです。しかし、これは市民合意も大事であるということで、市民合意を大事にして来年4月に引き延ばした経過があります。しかし、今後とも第一保育所とかそのほかの保育所についても、保育所は今新規採用をとめていますから、私が市長就任以前から、前々あるいは前の市長も含めてそういう流れの中でやってきておりますし、私もそれをさらに推進しております。これは当然やらなければならなくて、保育所は民営化に持っていくと。

さらに消防については、私は就任してすぐ土浦市長のところに行きまして、広域合併ということもあったんですが、とりあえず消防だけ一緒にできないかということで、井坂消防長と当時の石岡の青山消防長に協議をさせました。その中で出てきたのがシステムの相違なんです。我が消防署はNECで、土浦の消防署は日立システムなんです。システムが違うために指令が行かないわけです。だから、土浦の神立消防署で見れば、東消防署、西消防署を縮小しても神立消防署にある程度統合して、消防だけ土浦と一緒にやろうよという話をしに行ったんです。そうすれば消防職は人数の削減ができるわけです。ひいては人件費トータルの削減にもなりますから、これは第一番にやりました。ところが、システムの相違によって、それができない。では、どうするか。それで、市の合併も必要であります。システムの統合ということで、今、消防無線のデジタル化ということで県で取り組んでおります。まだ県のほうでもいろいろもんでおります。牛久とか稲敷広域が異論があって県南もまだ統一できないわけですが、稲敷広域と一緒にデジタル化やろうということで日立市、ひたちなか市、大洗だったか、どこか向こうのほうで二、三抜けるところがあるんですが、県内は一本の消防無線でデジタル化すると。そうすると、消防署はどこにあっても無線は一つですから、全部共通になります。そうすると、土浦との合併がどういこうと消防の統合はできます。指令システムが一つになりますから。そういうこともあわせてやるのが大事です。財政の縮減に向けてあらゆる角度からやるというのは当たり前のことでありまして、その点について古橋議員と全く一致したので、私は今は大変うれしかったです。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

**○5番（古橋智樹君）**

市長がそう解釈していただいたのであればありがたいのですが、現状、市長が責任を持たないけれども、リコールは積極的に推している。私からすれば普通でない、尋常でない事態だと思っ  
ています。私は、そういうのもあって、例えば土浦市との消防の交渉をしても、何か支障が来して  
いるのではないかと思うわけなんですけれども、人件費の質疑とずれてしまうと思いますので、  
ご答弁は結構です。

私は、この提案、消防とかに比べて率とか出す時期とかが勇み足になっていると思います。バ  
ランスがとれていない。市長が先ほどの答弁のような目標はあっても、この提案ばかりが先走っ  
ている。市長は最重要議案と言っていますから、この最重要議案ということでリコール  
で訴えていることと今の答弁の整合性を今後はぜひ図っていただきたいと要望させていただきます。

そして、きのうの岡崎議員、きょうの中根議員からの質問で、労使交渉が不調に終わっている、  
これを何とか責任を持って決めなければ、本来、議会には出すべきではないと言いますが、  
合意がなくても条例が可決してしまえば正当性があるという市長のご答弁がございました。それ  
についてお尋ねします。

私としては本当は今回、動議で41号の議案を継続したかったんです。なぜならば、労使交渉を  
もう5回もやっていて、このようなリコールの騒ぎになっていて、ここでまた議会の賛否をとる  
ということがまた混乱を生み出すからです。責任持って労使交渉を決めてくれよということで私  
は継続にしたいんです。それがはっきりするまで議会は、いい・悪い出さないよと。本当はそう  
したいんです。しかし、今回出ていますので、議会全体の関係がありますから、今のところは私  
一個人の考えということで申し上げますけれども、市長、どうですか。仮にこの41号が継続にな  
って、労使交渉をちゃんとうまくなるようにお努めになる意思はありますか。

**○議長（小座野定信君）**

市長 宮嶋光昭君。

**○市長（宮嶋光昭君）**

私は、きのうも答弁しておりますが、労使交渉を決して拒むものではありません。過去5回も  
やってきております。関連ですが、総務部長と副市長は最後の1回だけ同席したということであ  
ります。過去4回は前任者がずっとやっております。それを最後に団体での交渉場所はなくなっ  
たわけです。何でなくなったかという、もう同じことのやりとりなので、あとは公開にしてく  
れよということをごちから出しました。公開にできない、報道機関だけ入れるよ、それもだめ  
だよということで、今、文書のやりとりになっています。交渉していないということではないで  
す。文書のやりとりでやっています。しかし、報道機関を入れてくれる、第三者を入れてくれる  
ということで交渉をいつでもやりたいという気持ちは私はありますが、相対だけではだめだと。  
本当に勝手なことばかり言われちゃって、そんな交渉じゃないという判断で私はいますから、  
公正性を期せるような、だから一番いいのは報道機関なんです。報道機関に入ってもらことが  
一番いいと。そういうことであれば交渉はいつでも再開いたします。しかし、それを待っていた  
のでは、財政は待たなしです。70億円も積み上がっちゃっているんですから。赤字市債の分、

全く赤字にしか対応しない、毎年8億円とか10億円に及ぶものが積み上がっているんです。ことしも積み上がる予算でもう組んじゃってあるんですから。当初から。それがないと回らないんですから。そういう状況を早く改善するためには、この給与法案も大事だし、そのほかシルバーのこともある。全部やっていかなくちやならないんですが、そういうことで待ったなしになっているのでお願いをしているということでもあります。

**○議長（小座野定信君）**

5番 古橋智樹君。

**○5番（古橋智樹君）**

私は、かすみがうら市の今の財政状況、待ったはあると思うんです。市長公室長やほかの関係部長も答えたかもしれませんが、合格ラインに財政健全化比率とかまだ残しているんですよ。市長は待ったなしと言っていますけれども、それはご自身が市民に行財政改革をやる上では後押しになるからおっしゃっている意図はわかります。しかし、現実には待ったはあるんです。経済がさらに悪くなっている状態の中では、やはり国や地方自治体が市民にかわって借金をしてあげるしかないんです。これは役目なんですよ。だからといって、たくさんは無鉄砲な借金をしろと言うわけじゃないんですよ。その辺はバランスをとりながら、借金を積みながら健全財政というラインを残さなきゃいけない。ですから、市長が待ったなしとおっしゃいますけれども、私に限らず反対している議員は、待ったなしではないから反対しているんです。もっと順序があるから。市長のやりたいことも、11人も反対している中でも理解しています。私としては、今回上程していますけれども、市長ご自身の持っている権限をもっとバランスをとるために、議会最終日まで時間はありますから、その余地を十分執行部の皆さんと検討していただいて、市が混乱にならないような形をぜひお考えいただきたいと思います。

先ほど私は動議したいと言ったんですけれども、やはり根拠が必要だということで議会事務局に相談した。市長とお話ししたことがありますけれども、労使交渉のあっせん調停は、残念ながら地方公務員法第58条で適用除外されているんですよ。ですから、こんな争いにならないで普通はまとまるという前提の法律になっているわけなんですよ。並行線が続くようなことがないようなね。ですから、私は、市長がそれをこの議会に調停的な立場でゆだねているというところもわかるんですけれども、それは我々議会にとって非常に荷が重過ぎるんですよ。市長のほうで交渉がまとまらないから議会に判断させてしまえばいいやと。それはちょっと乱暴過ぎるんですよ。ですから、労使交渉をマスコミを入れてやるんだとかというのではなくて、もっと真摯に。組合は何人もの役員の中の立場でなっていますけれども、市長は市長の考え一つでぼんと決まるわけですから、もっと前向きな、先ほど田谷議員の中であつたような、前向きな形で団体交渉をやったほうが良いと思うんですが、いかがですか。

**○議長（小座野定信君）**

市長 宮嶋光昭君。

**○市長（宮嶋光昭君）**

私は、何回も答弁しておりますように、今までの労使交渉の経過を踏まえて、同じような交渉態度で職員組合が来るといことが払拭できませんので、今の状態ではこちらから第三者を抜きにして相対でやるということは考えられませんが、全く拒むものでもありませんし、強い組合か

らの要請があれば、それは再考の余地もなくはないと。今、古橋議員の質問に答える形で、そういう余地を残したいと思います。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

過去5回の交渉は水に流して、また新たに交渉し直していただきたいと思います。まず、市長がそうやって答弁いただいたことにお礼は申し上げます。

そして、法的な技術面ではあつせんという形、公営企業とか単純労務の方が組合として混合組合というのがございまして、そういうのであつせん調停は可能かもしれませんが、いずれにしても一般行政職の方がほとんどですので、今の姿勢のままでは調停員が入ろうが、まとまらない。これをまとめるには市長の心と、職員の皆さんを代表して交渉している組合員の皆さんの心です。法律じゃないんです。かすみがうら市のこの危機を打開するのは、市長の心と組合の皆さんの背負った心。これが今後このまま続いては、かすみがうら市のためになりません。損失です。私が一般質問で聞いたとおりです。市長も対外的に土浦市やつくば市と交渉する上では何の得にもなりません。今すぐこの交渉を新たにするという余地を残していただいたので、私は期待したいと思います。

こういう質疑、答弁の中で余り申し上げたくないんですが、先ほど中根議員が国会の訴訟を紹介したように、法的には労使交渉を裁定する民事訴訟という方法もありますけれども、こういうものは絶対やっていただきたいくない。市長の心と、組合員の皆さんが職員の皆さんの思いをよく察して交渉していただきたいということをお願い申し上げます。ほかにも聞きたいことがありますけれども、私の質疑をこれで終わります。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君の質疑を終わります。

その他質疑はございますか。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

私は、市長を応援した1人でございます。そういう中で、ある方から「栗山さん、製造物責任法というのがあるでしょう」と言われました。その方の名前は私は申しませんが、責任を痛感している部分もございます。何人かの議員からいろいろ質問ございましたが、問題は組合との労使交渉ですよね。一つの交渉事です。これはハートを持って交渉しなければ、お互いにずれるばかりです。今、古橋議員の質問で市長は、職員組合の要請があれば会議の余地はあるというようなことを言っているんですが、そういうことじゃなくて、もう少し思いやりと感謝の気持ちを持って組合と話し合うことも大事です。一つの交渉ですから。けんか腰でやってたら交渉事は絶対まとりません。この議会だって一つの交渉なんですよ。

そういう中で、先ほど田谷議員から総務部長にこの議案に対しての質問されましたが、市長、ここで一番大事なのは、議案を起案するときにはきちんとした根拠をつくって作成すべきなんですよ。ここの質問を聞いておりましたが、何回も何回も否決されていますから、市長の答弁を聞いていますと一貫性がない。聞いてて情けなくなる。応援して、こんなみじめな思いをしなくち

やならないのかというような気持ちで私はいっぱいです。

市長の答弁の中での数字を並べておりますが、そういう数字をきちんと答弁の資料として出させていただいて、前向きで誠心誠意ぶつかれば必ず道は開けると思うんですよ。私は、西成井バイパスの件も言いました。ある方と話しました。私は、あなたのところへ来たのは用地交渉をまとめるために来たんですと。だめにするために来たんじゃないんだと。誠心誠意ぶつかって何とかまとめることができました。市の道路用地に関して何件かありますよ。県土木との交渉事もしています。そういう中で、もう少し根拠の資料を持った答弁してもらいたいですよ。市長は、いつも栗山はそうなんだからと言っているかもしれないけれども、議会選挙の前に私はこう言いました。市長は執行部の長だ。私は議会だ。執行部から出されたものを我々はチェックする機関なんだと。これは、だれが首長になろうと私の考えを変えるつもりはございませんよ。そういう中で……

○議長（小座野定信君）

質問、本題にお入りください。

○14番（栗山千勝君）

大事なことからね。市長、田谷議員がどうのこうのじゃなくて、私は私の話なんだから。交渉事だから、きちんとした交渉……

[市長「わからない」と呼ぶ]

○14番（栗山千勝君）

わからないとか何とかなんて、そんなつまらないことをそこで野次っているんじゃないですよ。

○議長（小座野定信君）

冷静をお願いします。質問、本題にお入りください。

○14番（栗山千勝君）

あなた、交渉事ができないのでしょうか。あなたがリーダーシップが発揮できないから、職員を道具としか見ていないんですとはっきり言った職員もいるんですよ。あなたはリーダーなんですから。

[市長「何聞いてんだよ」と呼ぶ]

○14番（栗山千勝君）

何聞いてんじゃないでしょうか。この問題を解決するのにどうしなくちゃならないかということを行っているんですから。私は老婆心であなたに言っているんですから。そんなおちよくなるようなことを言わないでくださいよ。そういう態度が初日からテレビで放映されていて、市長の態度は何だというような意見も耳に入ってくるんですよ。

○議長（小座野定信君）

栗山議員、冷静をお願いします。質問の本題にお入りください。

市長、質問中です。静粛にお聞きになってください。

○14番（栗山千勝君）

議長、こうやって質問しているのに、市長がああいうおちよくなるようなことを言っているんでは私は質問する気持ちもないから。余りふざけているから。

[市長「じゃあ、やめれば」と呼ぶ]

○14番（栗山千勝君）

ああ、やめますよ。だけど、誠心誠意職務についたらいいんじゃないですか。

以上。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君の質疑を終わります。

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

先ほど中根議員の質問のときに、私の質問内容とその考え方について、市長は全面否定され、市長の持論を述べられたように私は受け取ったんです。法令に基づいてその条文を解釈して、その法の中に違法と書かれていないということで私の考えを述べさせていただいたんです。ですので、私の考え方を全面否定されるものではないのかなど。私の考えを市長にお伝えしているわけです。総務部長にお話をしたんですが、そういうことに対していかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私は、川村議員が法律論を述べられたので、法律論で答えただけです。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

そうしますと、私の考えを市長の考えとして全面否定したわけではないという解釈でよろしいですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私の法解釈を申し上げただけです。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

あと、給与削減について、削減率が10%、8.2%、7.56%、今回3.9%といろいろ変わってきているわけですが、仮にこの給与削減が可決されたとした場合に、職員に与える影響、どのような影響があるのかを市長は何か想定されていますか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

所得が減るわけでありますから、経済的な影響はもちろんあります。しかし、私は私的に組合長には申しておりますが、今の社会情勢あるいは市内のこういう経済情勢の中で自分の給料が話題になっているわけです。ましてや、それでかたくなに拒否していることによって、だんだんこの議論だけではなくて、市内全般に広まっていきます。職員の家族あるいは親族まで含めて大変つらい思いををすると思うんです。そういう損失を少し考えたらどうだと。私は、執行者として



は必要だから進めなくてはならないです。もちろん個人としてはやりたくないですよ。でも、執行者としてはこれはやらなくてはならないんです。ですから、管理職は提案する側なんだから、その気持ちを持ってきちんと対応してくれよということで管理職の皆さんにも納得してもらいました。個人的な話を聞いているのではないわけですから、職員の皆さんにももっと大きい気持ちになってもらって。私もそういう気持ちで言っているんですから。かすみがうら市全体を考えたら、その積み重ねが日本の国をつくっているわけですから。それを今までの無責任体制で決められない政治をやってきたとみんな言っていますね。その結果がこの始末でしょう。それを打破するには、こういうつらいことをやっていかななくてはならないですよ。さっき古橋議員の答弁にもありましたけれども、私は決して争いを望んでいるわけじゃないんです。しかし、そういう経過を踏まえないと、今のかすみがうら市も日本も直っていかない。だから、あえてやっているんです。そのことについて、職員も一つの犠牲者になっているという思いはあります。大変残念なことなんだけれども、そういう思いはあります。そうさせたくはないんですが、現実的にはそういう損失も出るなという認識はしております。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

私は、職員に与える影響ということでお聞きしたので、市長の考え、全世界を意識した考えを聞いているわけではなかったのです。職員に与える影響ということでは経済的なものがあるというふうに発言されましたが、例えば職務上の問題、いわばメンタルの問題はどのような影響を想定されているのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

もちろん、そういうマイナスの気持ちが職員の中に当然出てくると思います。当然これは出てくると思います。今もお話したように、そういうことも乗り越えてやらなければならないのが今の状況じゃないですかということを言っているんです。それが嫌で手をつけなかったら、いつまでたっても変わりません。それを打破していくのがトップの責任である、政治家の責任であるという思いで私はやっています。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

市長自身が今回の給与削減によって職員に与える影響、マイナスな気持ちになってしまうという部分を理解されている。これはある新聞の記事ですけれども、かすみがうら市の職員からはやる気が伝わってこない、宮嶋市長就任以降、拍車がかかっているという書き方をされているんですね。そうすると、今回の給与削減、もし可決すれば、さらに拍車がかかってしまう。そういうことに対して市長は、乗り越えなければいけないという人事のような発言をされています。これは市のトップに立つ市長としては、そのやる気を引き出す方策、要は削減するけれども、こういうことで考えている、お前たち頑張れば給料はふえるよ、価値が上がっていくよ、やる気を引き

出す方策を考えるべきではないのか。そういう考えは、今の発言を聞く限りでは全くないというふうには私は受けとめたんですが、そういう方策は今の市長の頭の中には全くないのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

財政改革、行政改革をきっちりと進めることによって、それを克服したいと思っております。

○議長（小座野定信君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

私がもし職員であれば、今の市長の発言でやる気が出てくるというふうには受けとめられないです。ということは、具体的な考えはなく、行財政改革の中でやればやる気が生まれてくるというふうに認識しているという市長の考えですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

これは乗り越えなければならない壁であるというふうに認識しております。

○議長（小座野定信君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

私の質問は終わります。

○議長（小座野定信君）

以上で1 番 川村成二君の質疑が終了しました。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で、議案第41号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第41号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員会付託を省略することに決しました。

次いでお諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第41号の討論・採決は、会期17日目の6月22日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

お諮りいたします。

昼食休憩といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

再開は午後1時30分といたします。

休 憩 午前11時42分

---

再 開 午後 1時29分

**○議長（小座野定信君）**

休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

---

**日程第 2 議案第42号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について**

**○議長（小座野定信君）**

日程第2、議案第42号 住民基本台帳の法一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

発言通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

**○8番（佐藤文雄君）**

午後から大変なところでございますが、よろしく願いいたします。

長い議案第42号でございますが、これは調べましたら、09年、いわゆる平成21年7月に住民基本台帳法が改正されたことが今回の条例の問題になっているということになります。これまで自治体は、外国籍住民の情報を外国人登録に基づいて取得してきたんですが、入管法改正案と今回の住民基本台帳の改正について、いろいろ問題があると聞いております。

質問ですが、当市では在留資格を有しない外国籍住民がいらっしゃるかなと思うんですが、生活実態があり住民基本台帳に載っていない人は何人いるのか、それで、どんな状況なのかお伺いいたします。

在留資格を有しない外国籍住民ということについても、なかなかわからないので、これについてもお答え願いたいと思います。

**○議長（小座野定信君）**

市民部長 根本光男君。

**○市民部長（根本光男君）**

議案第42号の関係の在留資格を有しない外国籍住民で生活実態がある人が住民基本台帳に載っ

ていない人は、当市では何人いるのか、どんな状況かとの質問にまずお答えします。

本年7月9日に施行されます住民基本台帳法の改正に伴いまして、外国人登録制度が廃止となり、外国人も日本人と同様に住民基本台帳に登録することになります。本年5月末現在における本市の外国人登録者数は1,138名でございます。このうち在留資格のない方は12名おります。在留資格のない方につきましては、住民基本台帳に登録することができませんので、登録するためには入国管理局において在留期間の更新等の許可の申請手続を行うことが必要となるものであります。

続きまして、2番目の在留資格とはどういうものかということに……

[佐藤議員「在留資格を有しない外国籍住民という意味です」と呼ぶ]

**○市民部長（根本光男君）**

はい、そういうことなので、在留資格というのはどういうものかということでお答えをさせていただきますと思います。

在留資格というのは中長期の滞在者ということで、これから申し上げる内容以外の方は対象外ということになります。3カ月以下の残留期間が決定されている人、短期滞在者ということで在留資格が決定された人、外交または公用の在留資格が決定された人、外国人に準じる者として法務省令で定める人、特別永住者等ございまして、例えば観光目的で日本に来ている方なども例外に当たります。いわゆる不法滞在者と言われる方につきましても、在留資格がない者ということでございます。

以上です。

**○議長（小座野定信君）**

8番 佐藤文雄君。

**○8番（佐藤文雄君）**

今おっしゃいましたけれども、在留期間を有しない外国籍の住民というのは、3カ月以内の在留期間が決定された者、短期の滞在の資格が決定された者、在留期間について資格が決定された者とする述べたと思いますが、こういう人たちが排除されるということになるのでしょうか。いわゆる住民基本台帳からはずされるのかどうか、その点についてお答え願えますか。

**○議長（小座野定信君）**

市民部長 根本光男君。

**○市民部長（根本光男君）**

住民基本台帳に登録される外国人の方の条件としましては、3カ月以上、中長期の滞在者に限って登録することができる制度ございまして、それ以外の方につきましては登録の必要がないということでございます。

**○議長（小座野定信君）**

8番 佐藤文雄君。

**○8番（佐藤文雄君）**

当市にいる外国籍の住民の方は1,138名と言いましたよね。そのうち12名が資格がないというふうに言われましたけれども、1,138名は今回の7月9日施行になったときに住民基本台帳に登録をしなければならないということですよ。12名の方については、それからはずされると。今

の内容から在留資格を有しない外国人だということになって、入国管理局に申請手続をしてやらなければ住民基本台帳に載つかれないということなのかどうか、その点確認したいと思います。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

在留資格のない方につきましては、質問にありましたように、入国管理局に在留資格の延長等の手続をしていただいて、期間の延長が認められた者に限りまして住民登録ができるということでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

1,138名のうち12名が資格がないわけでしょう。ということは、そのほかの人たちは、今回、日本人と同様に資格を有するためには手続をとることになると。12名は今現在、一体どういう形になっているんですか。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

12名の内容なんですけれども、ほとんどの方は在留期間が過ぎているような方でして、入管のほうに手続をして認められれば登録できるような方だと思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

12名の方は在留期間を過ぎても日本に滞在しているという実態がある。それはどういう方かわかりますか。現在、外国人の登録法では、申請すれば、在留資格に関係なく外国人登録ができたというふうに聞いているんですけれども、今度の在留資格制度で在留資格や在留期間によって住民登録できる点で制限が出ちゃうということになると困る方がいらっしゃるのか、その12名の方の生活実態というのはどういう方なのか。それはつかんでいらっしゃいませんか。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

暫時休憩をお願いします。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩をします。

休 憩 午後 1時40分

---

再 開 午後 1時41分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

12名の方の実態というのはつかんでおりません。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

私の質問が事前に調整しなかったので申しわけなかったんですけども、1,138名とか12名とかというその12名が当市で一体どういう生活実態があるのか。その人たちが今回の措置で登録ができなくなると、これまで各種のサービス——外国人登録法では、申請すれば住民サービスも受けることができたと聞いているんです。そういうことで、そこからはずされるということになると大変困るのではないかなという意味で私がここで質問しているんです。

入管法の今回の改正のときに、在留外国人の私的生活の細部に立ちわたって個人生活の監視を許すものだと日本共産党は指摘したんです。そして、住民基本台帳法の改正案についても、在留資格を有しない外国人を行政サービスから排除する危険性があると指摘して反対したんです。その点が問題なんですよ。ですから、これまで12名の方がどういうふうな生活をして行政サービスを受けられていたのかどうか。全然関係なく生活なさっているというわけにはいかないですよ。そういう意味でお尋ねしたんです。ですから、こういう12名の方であっても排除されるということになると大変困るんじゃないかなと。

実は、竜ヶ崎市は、1,000人いる中に対象者が100人もいたそうです。そういうことで、ほとんど困っているということを知っておりますので、在留資格を有しない外国人であっても、ちゃんと住民基本台帳に載せられることを可能にするということも必要な措置なのではないかと思いますが、どうですか。これは市長ですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

複雑な問題があるみたいなんですけど、正規の手続をとらないで無資格者になってしまった人の救済措置ということでもありますので、国法で対応する問題かなと思いますので、市町村レベルの枠を超えているのではないかと思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

実は、国にもそれを求めたんです。でも、それに対してまともな答えがなかったものですから。12名の生活実態がよくわからないということなので、当市でどういうふうな形で生活をやっているのか。あと、1,138名の方の実態、仕事だとか、どういう形で生活しているのかも調べて後で報告していただきたいと思います。

以上で質問終わります。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

ほかに質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で、議案第42号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第42号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員会付託を省略することに決しました。

次いでお諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第42号の討論・採決は、会期17日目の6月22日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第 3 議案第 4 3 号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小座野定信君）

日程第3、議案第43号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で、議案第43号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第43号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員会付託を省略することに決しました。

次いでお諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第43号の討論・採決は、会期17日目の6月22日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

**日程第 4 議案第 4 4 号 平成 2 4 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 2 号）**

**○議長（小座野定信君）**

日程第 4、議案第 44 号 平成 24 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

発言通告がありますので、発言を許します。

8 番 佐藤文雄君。

**○ 8 番（佐藤文雄君）**

かなり細部にわたるので、一つ一つ確認しながら、一問一答ということなので質問したいと思います。

まず、この一般会計補正予算（第 2 号）の繰越金が 1 億 5952 万 2000 円というふうになっております。当初の繰越金が 1 億 5000 万円です。合わせて 3 億 952 万 2000 円になっています。実は、川村議員がいろいろと質問したときに気がついて、今までの経過、当初の繰越金が幾らだったのか改めて見たんです。そうしましたら、23 年度は 3 億円なんです。今回、1 億 5000 万円でしょう。なぜそうしたんでしょうか。

**○議長（小座野定信君）**

市長公室長 川尻芳弘君。

**○市長公室長（川尻芳弘君）**

当初予算との繰越金に差があるのではないかというお話ですが、当初予算を編成する上では前年度の決算見込額を精査いたしまして繰越金等を予算化していますが、歳入欠陥を生じないように低目に見ているということも事実としてあります。そのようなことから、差異が生じてきております。これにつきましては、今後さらに精査をしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

**○議長（小座野定信君）**

8 番 佐藤文雄君。

**○ 8 番（佐藤文雄君）**

余りしつこくやってもしょうがないんですけども、ずっと繰越金は平成 18 年から当初の予算は幾らですか。

**○議長（小座野定信君）**

市長公室長 川尻芳弘君。

**○市長公室長（川尻芳弘君）**

ただいま手持ち資料がございませんので、休憩をお願いします。

**○議長（小座野定信君）**

暫時休憩とします。

休 憩 午後 1 時 5 1 分

---



再 開 午後 1時56分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

答弁を求めます。

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

先日も川村議員のご質問の中でちょっと触れたと思うんですけども、地方財政法の関係で繰越金について2分の1を積み立てるということがあります。実際、2分の1積み立てている年もありますし、積み立てていない年もあります。したがって、本年度につきましては2分の1は積み立てるということで財政課と協議しております。したがって、例えば繰越金が6億円あったときは、とりあえず3億円は積み立てるといってもありますので、実際6億円あったときに3億円しかないというふうなことになります。したがって、本年度につきましては1億5000万円と計上させていただきましたけれども、今後につきましては精査して検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

地方財政法がきのう変わったわけじゃないですよ。ずっと地方財政法があるわけですね。それでずっと3億円当初予算になっていて、経年度を見ましても補正で追加をして、決算時点で6億円だとか7億円だとかという状態がありますね。そこにまた積み立てをしたときと積み立てをしなかったときがあったと言われていますが、当初予算は3億円なんですよ。だから、今回の1億5000万円というのは、歳入の財源がないというふうに意図的につくったんじゃないかと逆に疑問に思ったわけです。それが1億5000万円といいますと、給与の削減の問題とリンクしちゃうんですよ。そういうところが一番気になるんですよ。これまで地方財政法によって半分積み立てしたという年度はどういう年度ですか。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

私が調べた限りでは、過去3年間、2分の1は積み立てておりません。しかし、地方財政法に基づくものでありますので、本年度につきましては、この間も説明したとおり、2分の1は積み立てるといっております。そういうことでよろしくお願いたします。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

これ以上話してもしょうがないので。私も予算審議のときにうっかりチェックを漏れて、川村議員が質問したときに繰越金の問題がクローズアップされたもので、調べたら、こういう事態だったということなんですよ。だから、1億5000万円にしたという理由が余り明確じゃない。そういう点では、きちっと説明ができるような予算の編成というふうにはならないんじゃないかと考

えます。

次に、同じ歳入で、衛生費の災害等廃棄物処理事業費、国庫補助金の2,900万円というのは、対象とする歳出とこの中身について教えていただけますか。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

国庫補助金、衛生費の災害等廃棄物処理事業費2,900万円減額につきましては、101ページの上から2段目になるかと思えます。当初予算で歳出、千代田庁舎解体工事費5,800万円につきましては、103ページの財産管理費の一番下、千代田庁舎解体工事費5,800万円減になります。そちらの財源として、災害等廃棄物処理事業費国庫補助金2,900万円、補助裏で地方債2,900万円を計上いたしましたが、平成24年4月3日・13日のかすみがうら市庁舎検討会議において耐震改修を行うこととなりましたので、今回の補正におきまして所要の減額補正を行った次第でございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

わかりました。庁舎建設の財産管理業務の中で9,800万円がマイナス、そのうち2,900万円のマイナスがこの災害等廃棄物処理事業費が国庫補助からはずれたということですね。確認します。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

あくまでも千代田庁舎解体工事、歳出5,800万円の2分の1の補助の減額です。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

わかりました。この金額について、最初に説明してもらおうとわかりやすいんですね。この財源については詳しく説明されていませんね。

それから、雑入のところで、土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合派遣職員負担金の465万8000円というのはどういうことでしょうか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

101ページの20款諸収入、5項8目雑入のうち、土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合派遣職員負担金465万8000円でございますが、派遣しております職員の給与は市が支払うことになるため、一たん組合に支払った負担金から、組合が市に派遣職員分の給与を負担金として戻すことになっております。このため、当初予算に計上した特例条例案に基づいた派遣職員の給与額について、今般の条例案と4月の人事異動による見直しを行った結果、合計465万8000円の増

額となったため計上したもので、3名の派遣職員給与の総額を2076万2000円とするものでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

当初予算の補正ですから、つまり、当初予算では減額の予算だったと。3名分のものを補正するとこの金額に、3名分の補正の金額になるということでしょうか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

そのとおりでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それから、歳出のほうは、今お話しした災害等廃棄物処理の国庫負担金のマイナスとも関連しますけれども、9,800万円の千代田庁舎の財産管理費の事業について、当初予算と補正予算の関連について、できれば、わかりやすいように一覧表が欲しいんです。つまり、当初はこういうふうだったけれども、状況が変わって新しい庁舎建設になった、その差額が9,800万円だというのが一目瞭然の資料があればよろしいと思います。ございますか。説明をお願いします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

予算書103ページに千代田庁舎等財産管理事業9,800万円の減額ということで計上しておりますが、当初は千代田庁舎を解体することで予算を計上しておりました。その後、修繕することに変更したことに伴い減額補正するものでございます。まず、茨城県との防災情報の更新を行うために設置してあります庁舎2階のパラボラアンテナを地上に移設する経費350万円、次に市内の防災情報の伝達を行う屋上の防災行政無線アンテナを敷地内に移設する経費3,150万円、さらには放送設備等の設備改修工事費500万円、さらに先ほど申しました解体工事費の5,800万円を合わせまして9,800万円を減額補正するものでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

だから、当初は解体する予定でなかったよと。それで当初予算は当初予算だったんですか。そして、今回の補正予算は解体から耐震補強をして原状復旧にするとしたということであれば、当初の解体するときの内訳とこれに対する対比をして、マイナスはこうですという非常にわかりやすいんですね。ですから、当初予算と質問に書いてあるでしょう。総務部長、当初予算と

補正予算との関連について説明願いますと私が言ったでしょう。今、一部分だけじゃないですか。9,800万円のマイナスへの話だけですよね。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

暫時休憩をお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時09分

---

再 開 午後 2時10分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

佐藤議員の比較表でございますが、後日、比較表を提出させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

質問を12日の朝一番に出しているんですよね。ですから、ここにはちゃんと当初予算と補正予算の関連についてと書いておりますので、当然そういう資料が準備されているかなと思ったんですよ。こちらのほうで一々全部チェックするというのは、データがありませんので、議員にとってはそちらのほうから提出されているものを信頼するしかありませんので、そういう数字的なものについてはちゃんとした対比表を準備して今後とも回答をしていただくようお願いしたいと思います。特に本会議中心主義というふうになりますと、暫時休憩が余りにも多いとみっともないので、周到なる準備をしていただく。もしくは質問があった場合に、どういう質問なのかわからなければ、事前に聞いていただきたい。そうすれば、私はそれに対してお答えしますので、よろしくお願いいたします。

それから、総務費の自治振興費の追加250万円は、自治総合コミュニティー助成金の追加の補正だと思いますが、これについてご説明をお願いします。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

自治振興事業追加250万円につきましては、歳入のほう101ページの雑入の一番上のところ、自治総合センターコミュニティー助成金250万円、歳出が103ページ、自治振興費、自治総合コミ

ユニティー助成金250万円という内容でございます。これにつきましては、千代田地区の逆井3区におきまして、夏祭り備品整備資金として助成するものでございます。歳入につきましては、財団法人自治総合センターの宝くじ社会貢献広報事業の一つでございます。その中の一般コミュニティ助成事業を活用し、歳出と同額の250万円を見込んでおり、市からの持ち出しはございません。茨城県生活環境部長を経由して助成金決定通知が平成24年4月6日にあった関係で、当初予算計上ではなく、6月補正となったものでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

県の認可がおりないとこれが使えないということで、今、県の生活環境部の許可が平成24年6月に出たので今回の補正にしたと聞いた。それを確認したいのと、ちなみに、逆井3区の備品については、要求に基づいて支出すると思うんですが、どういう要求がいつごろあって、この要求の中身はどういうものか、わかりましたら、ご報告願えますか。わからなかったら後でもいいです。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

24年4月6日でございます。これにつきましては、その年度によって、もっとおくれる場合もあるし、もっと早い場合もありますので、調べましたら、当初予算でついていたときもありますし、9月補正のときもございました。というわけで、決定通知が来てから予算計上をしている内容でございます。

また、佐藤議員から質問がございました件でございますけれども、逆井3区につきましては、昨年度からの要望がありまして、次年度継続で要望で、うちのほうも先着順ということで要望順で申請しております。中身なんですけれども、夏祭り用の備品ということで、太鼓、太鼓のケース、獅子頭、笛、紅白幕、炊飯器、テーブル、いす等でございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

わかりました。

それでは、民生費です。民生費については、放課後児童クラブ健全育成事業が追加になっているように思います。508万9000円です。放課後児童クラブ民営補助金の補正予算の計上となった理由、当初予算との関連について教えていただけますか。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

それでは、放課後児童クラブ民営補助金についてお答えいたします。

まず、中身につきまして、県の補助基準額の変更がありました。あと、新設分があります。

まず、変更分につきましては、現在あります児童クラブプルミッコが基礎基準額の改定で24万8000円ほどの増額、それから、その他加算の部分で7万3000円の増額、合わせて32万1000円の増額でございます。それから、メロディハウスにつきましても、基礎基準額の改定で9万円の増額ということで、あと、その他加算額の変更で7万3000円の増額、合わせて16万3000円の増額となっております。それから、新設分としまして、児童クラブプルミッコが2カ所目がつくられるということで、こちらのほうは基礎基準額、その他加算額合わせまして406万5000円となります。変更分、新設分合わせまして508万9000円の増額となっております。

それから、当初予算の1,114万円の関係でございますが、大きなところは児童クラブプルミッコが1つから2つということで、今まで定員50名でやっておりましたが、40名と30名に変更になったというのが大きなところでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、補助金の是正があつて少しふえたということが1つと、児童クラブのプルミッコが新しくつくられてきたということですが、プルミッコとメロディハウスの当初の人数と今年度の人数の対比についてご報告願えますか。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

現在、プルミッコにつきましては、定員50名でやっております。メロディハウスにつきましては、40名で受け付けております。特に、プルミッコにつきましては、23年度の入会数は96名ということで、定員50名に対して96名ということで、入会者が多いということもありまして、もう1カ所、定員30名のところをふやすということで、全体で50名から70名に定員をふやすという内容のものでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

当初はプルミッコが50名で、メロディハウスが40名ということは90名ですよ。90名で当初は予算を組んだ。前年度、平成23年度実績がプルミッコが96名だったので、もう一つ新しくしようということで、40名と30名の70名にしたということですよ。ということは、70名とメロディハウスが40名だと110名分ということですか。当初は90名の予算だったのが110名というふうになるんでしょうか。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

はい、そのようになります。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

数字をきちっと把握していただいて、数字的にこういうふうに当初の90名から110名にふえたというふうに説明していただきたいと思います。

今後もふえる可能性があると見ていらっしゃいますか。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

可能性については、ふえる可能性はあると見ております。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それでは、次は環境保全対策費、衛生費の1,000万円、太陽光発電システム設置助成の増額です。これは当初予算が1,000万円だったように思いますが、今度はまた1,000万円ですので、2,000万円になるのかなと思いますが、当初が1,000万円だったのが2,000万円ですので、4・5・6、3カ月もたつたないかで倍増するというのは、環境がかなり変わったということなんでしょうか。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

お答え申し上げます。

4月2日から補助金の交付を受け付けて、5月14日時点で申請件数が53件ございました。霞ヶ浦地区25件、千代田地区28件でございまして、補助金の残が14万8000円でございます。こういった経過がございまして、今回、当初予算と同額の1,000万円を増額補正ということで計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今後もふえると思って増額をやったということですか。今、4月2日に交付をしたら、5月14日時点で53件、霞ヶ浦地区では25件で、千代田地区では28件と相当な数だった。それで結果的に残金がもう残り少ない、14万円だということですよ。だから、これは逆にもっと促進を図るという立場から1,000万円を追加したと。今後この流れは変わらないだろうという判断で、市長にそのことを答申して、市長に了解を得て増額したということですか。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

佐藤議員のおっしゃるとおりでございます。5月29日現在で問い合わせ、要望等が40件ほどご

ざいます。環境保全課で把握しているものが9件ございます。業者とか個人の追加補助金が今後さらにないでしょうかと把握しているものが9件ございまして、そのほかの電話等々の問い合わせが31件ありまして、40件の問い合わせ、要望がございましたので、そういったことを踏まえまして、今回、市長に、1,000万円増額補正ということで財政協議を経まして計上させていただいてございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

非常に結構なことだと思うんです。5月29日に情報の問い合わせとかが40件、9件ぐらいが申請の追加があったということですので、49件ですよ。当初の申し込みが53件。間違ったら間違っただ、正確な数字を言ってください。わかりやすいように数字を言っていただきたいと思うんです。そうしますと、これが追加をして2,000万円ですが、この流れでいくと9月あたりにも補正を考えるぐらいの勢いかどうか、その判断についてお聞きします。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

説明不足で申しわけございません。ただいまの40件でございますが、問い合わせ31件で、こちらで把握しているもの9件、合わせまして40件ということでございます。当初予算と同額の1,000万円計上させていただきました。根拠でございますが、今を反映しまして、原子力にかわる代替エネルギーということで事業者のセールスポイントにもなっていることでそういった問い合わせがふえているかと思えます。

今後の予定でございますが、この補助金は、原子力発電にかわる代替発電システムを推進するため等々で創設した補助金であり、また、今まで蓄積した実績もないことなど、今後の申請件数等につきましては不透明なこともあります。こういった問い合わせ等々を踏まえまして柔軟に対応してまいりたいと思っております。歳出が伴うものでありますので、財政課等関係部署と協議して対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

わかりました。

土木部の都市計画総務費の職員人件費の1,648万円は、最初、歳入で私が質問した中身とリンクしているように思いますが、一応答弁願えますか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

議案書108ページの8款土木費、1目都市計画総務費の職員等人件費1,648万円の追加補正の理



由でございますが、増額の主な理由としましては、今般の条例案の見直しに伴う増額に合わせ職員の配置について、当初予算においては8名分を計上しておりましたが、4月の人事異動により茨城県へ派遣職員1名を含め10名の配置となり、2名の増員となったため、増額するものでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、最初の土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合とは関係なかったんですね。

2名の茨城県の派遣というのはどういうことですか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

県への派遣は1名でございます、都市整備課に1名を派遣しております。そのほか1名追加になって、合計で県の派遣1名ともう1人、市の職員というか、同じ市の職員ですが、2名ということの増員でございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

茨城県に派遣2名と言ったからね。私の聞き間違いじゃないと思うんですね。1名であれ、県にどういう理由で派遣をしたのか。どういう派遣先なのか。あと、1名を増員したのは、何らかの理由があって増員したんですよね。8名ですからね。その点も理由というか、根拠を言っただけだと懇切丁寧な説明になるんですけれども。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

県への派遣は人事交流でございます、県の都市整備課に1名を派遣しております。さらには都市整備課の仕事の関係上、1名の追加をしたということでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

県の都市整備課に人事交流のためにやったというのは、どういう目的なのか。派遣の目的が人事交流というのがありますけれども、都市整備課に派遣したわけでしょう。つまり、目的を持って派遣したわけでしょう。どういうことを学ぼう、どういうために都市整備課に派遣をしたんでしょうか。それから、適材適所もありますし、いろんな問題が起きているようですが、1名を増

加しなればならなかった理由は何でしょうか。都市整備課にきちっと目的を持って派遣するんでしょう。何らかの目的があるんじゃないですか。その目的もきちっと説明してもらわないとわからないじゃないですか。派遣しました、ああそうですか、これじゃ議会のチェック機能なんか果たせませんよ。何で派遣したのか、何の目的なのか、そのことをきちっと明らかにするというのが必要なことだと思いますよ。あと、職務1人をふやしたのだったら、都市整備課の定数がこういう点で明らかになったので増強したと。例えばこういう例だというふうなことを説明していただかないと私は納得できませんよ。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時34分

---

再 開 午後 2時41分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

答弁を求めます。

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

大変失礼をいたしました。現在、神立の西口の土地区画整理事業を行っておりますが、その事業を行う上で市の担当窓口には1名を配置いたしておきまして、もう1名の県の派遣は、事業を進めていく上での事務の勉強というか、事務を進める上での研修に行っております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、最初に私が諸収入で土浦・かすみがうら土地区画整理事業一部事務組合の派遣の問題とリンクするのかと質問したら何も言わなくて、今度は全くリンクしていたということですね。まさにこの事業をいかに進めるかという点で、まず1人は県のほうに派遣をして、よく勉強してもらおうと。もう1人は、今、非常に大事な転機になっているので1人増員をしたんだと。そう答えればよろしいんじゃないですか。いかがですか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

佐藤議員のおっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういうことで、異動は必ず目的がある。増額は必ず目的がある。目的があって、その結果が

出てくるのが決算ですので、そういうものは明確にきちっと答えていただきたいと思いたいと思います。

次は消防費のほうなんですけれども、64名中59名が消防団の退職報償金ということで、その人数の内訳を当初予算とお願いしましたら、事前に23年度の退団者退職報償金一覧をきちっと出していただきまして、1530万円の内訳はこうですと。こういうふうにしていただくと非常にわかりやすいんです。一々説明を求めなくても、こういう資料で一目瞭然なんですよ。この内訳を見ればわかりますので、これはすべて議員にも配ってありますか。

○議長（小座野定信君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

それは議員さんにお配りしてございません。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

では、簡単に説明してもらおうかなと思ったんですけれども、時間が足りませんので、余り時間を労してもしょうがないので、これを皆さんにお配りしていただいて、私への回答にしてくださいと思います。

それと、私、毎年この質問を続けていたようなんですよ。ということは、毎年6月に補正になっているようなんですが、この時期については6月に補正になるものでしょうか。

○議長（小座野定信君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

6月の補正につきましては、消防団を退団する人員が3月に決定するというので、合併してからずっとどうしても6月に補正をお願いするような形をとっております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

3月31日に退団が決定する、その通知が来るので6月の補正ということで、金額は1,530万円程度だと認識してよろしいですか。

○議長（小座野定信君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

金額的には200万円くらいの差が出ると思います。1,300万円の時もあるし、1,200万円の時もあります。これは、今お渡しした表のとおり、退団者の年数、役職等によりまして金額等が異なりますので、1,500万円が平均ということではございません。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

わかりました。今後、こういう議案を出したときには内訳を出していただければよろしいかと思えます。

それから、災害対策費の4273万5000円ですが、ここに防災センターとわかぐり運動公園体育館への非常用電源施設整備設計委託・工事というふうになっておりますが、これがかなり大きな金額になっております。この配分はどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

109ページの災害対策事業4273万5000円のうちの実施設計費213万6000円の防災センターとわかぐり運動公園への配分でございますが、防災センターの実実施設計費が187万5000円、わかぐり運動公園が26万1000円で合計213万6000円。さらには非常用電源施設整備の内訳でございますが、防災センターが3,561万円、体育館が498万9000円の内容となっております。詳しくは資料がございますので、後で議員さんに渡したいと思えます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

では、その資料については、よろしくお願ひします。

次に、教育費です。教育費について、理科の支援員の雇用が賃金で44万4000円。それから記念品というのがありますね。51万円なんです、その内容と、理科支援員の雇用の時間給は幾らなんでしょうか。対象人数と時間給についてお答え願ひします。

○議長（小座野定信君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

それでは、佐藤議員のご質問にお答えをいたしたいと思ひます。

議案集におきましては、予算書の110ページにございます。小学校の教育振興事業でございます。この事業につきましては、県からの委託を受けまして、学力向上サポートプラン事業と理科支援配置事業を実施するものでございます。

ご質問の理科支援員の賃金でございますけれども、こちらにつきましては時給1,000円で1日5時間勤務で、ことしは安飾小学校と下稲吉小学校に1名を配置しますので、各学校43日間、2校で86日間の勤務を予定しているところでございます。

ちなみに、理科支援配置事業につきましては、小学校5・6年生、794名の理科の授業において、観察や実験などの準備や実験器具、薬品などの取り扱いに関する児童への助言・援助など授業を支援するものでございます。

続きまして、学力向上サポートプラン事業でございますけれども、こちらは学力向上サポートプラン事業の中の記念品でございます。報償費として計上してございます。交通費込みで1人当

たり1日3,000円。1日2時間程度の勤務になります。最大5日間の勤務ですので、1人当たり1万5000円でございます。それを小学校4・5年生の四則計算等の知識・技能等の定着を促し、計算力の向上を図る目的に、補足的な学習の場として、市内の全小学校の4学年と5学年、34学級に夏休み中に最大5日間、学びの広場サポーターとして派遣するものでございます。その記念品として、謝礼として予算化をしたということでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

理科支援員の単価が時間当たり1,000円ですよね。これは有資格なんでしょうか。それから、これは7月から実行するのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

理科支援員の資格としましては、教員の免許は不要でございます、大学生や退職教員または企業技術者など理科教育に興味・関心の高い方とさせていただきます。

配置につきましては、7月半ば過ぎから配置をする予定でございます。ことしの12月ごろまで配置をする予定でございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

あと、学力向上サポートプランというのは、記念品と書いてありますけれども、報償金ですか。何でここに記念品があるのかなと思ったんですよ。これは表現的には記念品ではなくて、報償金であれば報償金のほうに入れるべきじゃないでしょうかね。どうなんでしょう。

○議長（小座野定信君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

実際に支払う予定としましては記念品としてQ U Oカードを予定しております。商品券を予定しておりますので、こちらで記念品ということで予算計上させていただいております。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

記念品でも現金だからね。そういう意味では報償金だったら報償金という形のほうがはっきりわかるんじゃないんですか。それを使わなければ記念になりますけれども、使ってしまうと記念品にならなくなっちゃいますので、扱いとしては報償費のほうになるんじゃないかなと思います。

では、次にいきます。災害復旧費の公民館の24万6000円について、ご説明をお願いします。

○議長（小座野定信君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

災害復旧費の社会教育施設災害復旧費の中の公民館施設災害復旧事業24万6000円でございますけれども、こちらは東日本大震災で被災しました志士庫地区第一公民館の屋根がわらの修繕でございます。修繕内容としましては、大棟が6段、0.8メートル、隅棟が4段、13.8メートルのふき直し、それと棧がわらの破損20枚程度の交換でございます。

この復旧工事につきましては、昨年4月に災害復旧費として専決で補正予算16万8000円を計上したところでございますけれども、震災後の余震の影響で被害が拡大しまして、10月に再度業者から見積もりを徴収したところ、修繕料がふえたこと等がありました。また、材料のかわらが間に合わない状況でございましたので、年度内に工事完了が見込めなくなりまして、執行を見送りしたところでございます。そのために再度補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

文教厚生委員会で被害状況を見たときに、志士庫の公民館の一番上の赤っぼいかわらの部分ですか。

[小松崎教育部長「はい」と呼ぶ]

○8番（佐藤文雄君）

では、あの部分が補正は専決でやろうとしたんだけど、実際にはその後の余震でもっとひどくなった、そのひどくなったものをまた見積もりをしたら、また金額が大きくなった、かわらがなかなか調達が難しいということで23年度の補正追加にはできなかった、それで今回になったということよろしいですか。

○議長（小座野定信君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

23年度に予定をしてございましたが、かわらがなかなか手に入らないということと、工事費の見積もりが高くなったということで再度補正をお願いするものでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

人事異動及び給与の特例の条例案に伴う人件費については、議員皆さんにも資料がいつていると思います。こういう資料を前もってやっていると、どういうふうな増減なのかというのが明らかになりますので、人事異動があったときには必ずこういう資料を添付していただきたい。そのことをお願いして、質問を終わります。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

ほかに質疑はございませんか。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

お伺いします。ちょっとずれるかもしれないですが、宍倉出張所の土地借上料は、23年度も不用額にして、24年度分は予算化していないんですよ。今月、予算化するのかなと思ったんですが、予算化は必要ないのか、予算化すべきなのか、お伺いします。

○議長（小座野定信君）

答弁者、挙手を願います。

速やかなる答弁を求めます。

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

宍倉出張所の土地の賃貸料につきましては、24年度の予算には計上してございません。そして、賃貸料も含めまして、現在、地権者の方と協議中でございます。解決に向けて協議をしておりますので、その結果に従って対処してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

協議中なのはわかるんですけども、23年度も不用額にして、今も6月定例会で予算化しないということはおかしいと思うんだよね。いつの段階で予算化するのか、あるいは違う予算で使うのか、必要ないのか、再度お伺いします。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時00分

---

再 開 午後 3時03分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

答弁を求めます。

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

繰り返しの回答で大変申しわけないんですけども、現在、地権者の方と弁護士を置いて土地の賃貸料の関係につきましても協議中でございますので、現段階では予算計上はできないものと考えております。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

議長、どうなんですか。今、市長が提案質疑じゃないと言ったけれども、予算化しないのはおかしいでしょう。22年度は不用額にして、23年度も不用額にして、そういう行政体制はおかしい

でしょう。これは今回も予算化しなくちゃならない仕事なんですよ。前もってわかっているんだから。なぜ予算化しないんだということだけの話なんですから。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

予算に出していないので、補正に出していないので議論してもらう必要はないんですが。まさにそういうことです。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

これは予算化すべき案件なんですよ。それが市長の行政運営だったら、とんだ間違い。以上です。

答弁結構です。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今、栗山議員も当事者になって係争中の案件であります。係争中でありますから、当然工事に入れないわけでありまして、工事に入るようになれば、もちろんお金が必要になるわけでありまして、その分は今供託中でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

私は、予算化しておかなくちゃおかしいと言ってるの。不用額2回もやって。本来なら当初に予算組むべきなんですよ。予算化しているというのは、議会で全部まとめてどうぞ使いなさいということ認めているんだから、それを使わないで不用額にしている、それが問題だと言っているの。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君の質疑を終わります。

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で、議案第44号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第44号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）



ご異議なしと認め、委員会付託を省略することに決しました。

次いでお諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第44号の討論・採決は、会期17日目の6月22日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第 5 議案第45号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（小座野定信君）

日程第5、議案第45号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で、議案第45号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第45号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

次いでお諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第45号の討論・採決は、会期17日目の6月22日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第 6 議案第46号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（小座野定信君）

日程第6、議案第46号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

発言通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

最後になります。議案第46号の下水道の特別会計の補正予算の2号なんですけれども、修繕費の80万円、公共ます設置の90万円、議案の説明の際もあつたんですけれども、よく理解ができなかったんです。県の土木の発注がどうのこうのとか、かすみがうらマラソンの舗装がどうのこうのとかって言って、どうも聞き取れないのと、かすみがうらマラソンと舗装の関係がよくわからない。それと公共ますがどういうふうに関係しているのかが全然わからなかったので質問しようと思ったんです。

それから、1番目の修繕費、何で県の土木の発注が関係するのか。これもよくわからなかったんで、よくわかるように説明していただけないでしょうか。

○議長（小座野定信君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

佐藤議員の議案第46号のご質問につきまして、お答えいたします。

ページ数は127ページとなります。下水道維持事業による修繕費80万円とする補正の内容でございますが、千代田地区による県道牛渡馬場山土浦線及び県道戸崎上稲吉線による土木事務所による舗装・補修工事施行に伴いまして、占用しております公共下水道人孔ふたのかさ上げ及び切り下げ等による調整工事に対応するため、当初予算に計上しました修繕料から80万円を充用してございます。当初予算額に不足が生じることから、同額の80万円を補てんするため補正をお願いするものでございます。

○議長（小座野定信君）

土木部長、その工事というのは具体的に言ってください。県道敷地をお借りして市の下水道のマンホールのふたをかさ上げするための工事費ですよ。

○土木部長（山本恵美君）

占用しております公共下水道人孔ふたのかさ上げと切り下げ等による調整工事でございます。県道敷に公共下水道のますの人孔ふたがございます。現在のマンホールのふたが高くなったり低くなったりしておりますので、土木事務所から依頼がありまして今回の補修工事に上げまして、そのための工事を行ったものでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

つまり、県道の補修舗装を県土木がやると。そこに公共ますがあるよと。その公共ますをやると、公共ますと舗装の段差が出てくるので、その段差を補修するにはアップしなきゃいけない。そのための費用というふうに理解してよろしいですか。

○議長（小座野定信君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

はい、そのとおりでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

2番目をお願いします。

○議長（小座野定信君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

次に、特定環境保全公共下水道維持事業による公共ます設置工事90万円とする補正の内容でございます。霞ヶ浦地区による県道石岡田伏土浦線におきまして、かすみがうらマラソン大会開催に当たりまして、志戸崎地内による下水道管理設箇所において路面状態が悪く、早急に舗装補修工事に対応するため、4月12日において補修を実施したものでございまして、予算措置につきましては設計価格が183万7500円、当初予算において工事請負費による公共ます設置工事に要する費用150万円が計上されておりましたので、この150万円を流用し、不足額となる33万8000円につきましては、予備費より充当し、執行しております。

随意契約により契約額が123万9000円となり、当初予算額より、90万1000円につきましては工事請負費より流用したことから、公共ます設置工事に要する費用として90万円を補てんするため、補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

実態がどういふ実態なのかというイメージが出ないんですよ。県道の舗装をやってオーバーレイをしたので、公共ますの段差が出たので、それを補修するというと非常に具体的になるでしょう。今、このものについては、どういふ状況がかすみがうらマラソンの舗装云々かんぬんということだって、そのことについてよくわかるように説明していただきたいということなんですよ。

○議長（小座野定信君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

説明が不足しまして。かすみがうらマラソン大会の志戸崎地内がコースとなっております。そのコース内で下水道の管をふせたところの段差が、一度は業者と職員により修繕等は行っておりましたが、やはり再度段差等が生じておることから、大会準備局より依頼がありまして補修工事を実施したというところでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

つまり、今のことと最初に言ったのに関連しているみたいな感じですね。ということは、かすみがうらマラソンをやるうとして、ずっと点検しに行ったら、そういう段差がマンホールのとこ

ろに、公共ますのところにあると。私の理解ですよ。そこでは危ないので舗装をし直すと。その舗装をし直した分のお金を別なところの工事から流用したので、その分が不足するというので、その分を補てんするために90万円を追加補正したと。だから、実態はどういうことなのかというのがよくわからないのです。その点での説明をもう一度詳しく教えていただけませんか。それを話してもらえば、あとはお金の流用の問題ですから、わかるんです。

○議長（小座野定信君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

先ほども申し上げましたけれども、下水道管を埋設したところ、県道敷なんですけれども、この舗装面に段差が生じておりますので、マラソン大会を開催するに当たり支障があるということで補修工事を行ったということでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

わかりました。そういうことから言ったら、県道のところに公共ますをやったときに段差があるということ自体が不良工事ですよ。そう思いませんか。その原因は何だったんですか。その段差になったのはどういうことだったんでしょうか。

○議長（小座野定信君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

震災の影響でございまして、先ほども申し上げましたとおり、業者、職員により補修は行っていました。再度通行量と近接して工事等も発注されておりましたので、その影響かなと思いますが、段差が再度生じたということでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

では、災害によって公共ますを入れていた、そして、そこで舗装をしますよね。そのところが震災によって下がったと。震災の影響かどうかわかりませんが、震災によって下がったと。その下がったことについては、オーバーレイをしたんですか。オーバーレイをして補修をした。ところが、それでも間に合わなかったということですか。

○議長（小座野定信君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

下水道管の埋設はずっと以前に行っていた現場でございます。それと、一度業者をかけて修繕したというのは、簡単に下がったところに合材を乗せた。また、職員においても、下をめくらないで合材を乗せたという結果でございます。今回に当たりましては、再度舗装をめくりまして、路盤を転圧しまして舗装をかけたということでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

丁寧な説明というのは、そういうところがあると思うんですよ。かすみがうらマラソンをやるときに舗装をし直したという経過がどういうふうな経過だったのかが、今、どんどん聞いていて、ようやくわかってくるんですね。委員会審議もそうなんですけれども、本会議中心主義もいいんですけれども、こういうやりとりというのは委員会でやりとりしたほうがベターなんじゃないかなと。これは違法性があるとは言いませんよ、ベターですから。ベストでもありません。ベターです。そういう点では、こういうやりとりの中でよく理解できるんですね。これは土木技術をそれなりに有する人はわかりますよね。また、実際に作業をやって経験なさっている方はわかります。今、私も聞いていて、ようやくだんだんわかりました。ですから、そういうことについても、災害があって、そこが沈下したと。沈下の原因はわからないけれども、災害によって沈下したので、ただそこを単純にオーバーレイしたというわけでしょう。オーバーレイしたけれども、また沈下しちゃったんでしょ。それで、かすみがうらマラソンをやろうとして全部県が、どこがやったかは私はわかりませんが、点検したら、やはりまたそこが下がっている、これじゃ危ないということで、ここで改めてきちっと全部はぎ取って本格的な舗装、転圧をしてやったということなんですか。

[発言する者あり]

○議長（小座野定信君）

静粛に願います。

○8番（佐藤文雄君）

だから、そういうことですよ。本会議中心のところなので、私は確認しているんですよ。小松崎議員はそんなこと言いますけれども、わからないことについては徹底的に審議するということの意味なんですよ。私が最初は非常にわからなかったんです。今、いろいろ議論をした中でようやくわかってきたので。小松崎議員はすぐわかったんでしょけれども。

○議長（小座野定信君）

佐藤議員、質問の本題に戻ってください。

○8番（佐藤文雄君）

そういうことですので、そういうふうな説明をしていただきたい。丁寧な説明をしていただきたいということです。

終わります。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

そのほか質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で、議案第46号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第46号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員会付託を省略することに決しました。

次いでお諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第46号の討論・採決は、会期17日目の6月22日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第 7 議案第47号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算  
(第2号)

○議長（小座野定信君）

日程第7、議案第47号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で、議案第47号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第47号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員会付託を省略することに決しました。

次いでお諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第47号の討論・採決は、会期17日目の6月22日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第 8 議案第48号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（小座野定信君）

日程第8、議案第48号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議

題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で、議案第48号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第48号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員会付託を省略することに決しました。

次いでお諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第48号の討論・採決は、会期17日目の6月22日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第 9 議案第49号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（小座野定信君）

日程第9、議案第49号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で、議案第49号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第49号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員会付託を省略することに決しました。

次いでお諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第49号の討論・採決は、会期17日目の6月22日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

#### 日程第10 議案第50号 市道路線の認定について

○議長（小座野定信君）

日程第10、議案第50号 市道路線の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で、議案第50号に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第50号については、所管である産業建設委員会へ付託いたします。

---

#### 日程第11 議案第51号 市道路線の認定について

○議長（小座野定信君）

日程第11、議案第51号 市道路線の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で、議案第51号に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第51号については、所管である産業建設委員会へ付託いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

---

#### 休会について

○議長（小座野定信君）

次いで、休会についてお諮りいたします。

委員会の審査及び議案等の調査・研究のため、あす6月16日より21日までの6日間を休会といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

静粛に願います。

---

○議長（小座野定信君）

次回は6月22日午前10時から会議を開きます。



本日は、これにて散会いたします。  
ご苦労さまでした。

散 会 午後 3時27分